

令和 2 年度 監 査 計 画

この計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 198 条の 4 第 1 項の規定に基づき定めた「墨田区監査基準（令和 2 年 3 月 19 日監査委員決定。以下「監査基準」という。）」第 7 条に規定する監査計画として定めるものである。

I 区政の動向と監査

本区は、現在、基本計画に基づく「“夢” 実現プロジェクト」を着実に推進しているところであり、令和 2 年度においては基本計画の中間改定を予定している。

この計画事業を着実に推進するためには、限られた資源を有効活用し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることが必須である。

また、区長においては、地方自治法の一部改正を踏まえ、内部統制の基本方針を定め、一段の内部統制体制の整備により、区長を筆頭にリスクマネジメントの強化を図ろうとしている。

監査委員においても、地方自治法の一部改正に基づく監査基準を定め、区長による内部統制体制の整備・運用に併せ、内部統制に依拠した監査を実施していく予定である。

以上の点を踏まえ、監査委員は、独立の執行機関として公正不偏の立場から、次の「監査の基本方針」に基づき、今年度の監査を実施する。

II 監査の基本方針

- 1 区の事務事業及び予算執行について、法令等に基づく適正な処理をしているかという「合規性」の観点から監査を実施する。
- 2 区の事務事業及び予算執行について、支出した費用に見合う効果を挙げているかという「経済性」及び「効率性」の観点並びに所期の目的を達成しているかという「有効性」の観点から監査を実施する。
- 3 区の事務事業及び予算執行について、不適正な事務処理がある場合には、指導的立場から適切な改善を促し、再発防止が図られるよう、内部統制に依拠した監査を実施する。
- 4 監査の実施に際しては、監査委員の指導的機能についても考え合わせ、区長に

よる内部統制体制の整備状況を把握しつつ、過去の監査結果に対する改善が図られているか等、監査結果の実効性を確認する。

Ⅲ 監査の実施

1 定期監査

区の財務に関する事務の執行及び区の事務の執行が適正・適切に行われているかについて、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）。

定期監査は、監査基準第2条第1項第1号に規定する財務監査及び監査基準第2条第1項第2号に規定する行政監査（Ⅲの5）を併せて行う。

出先事業所及び学校を対象に「定期監査（第1回）」として、各部局を対象に「定期監査（第2回）」として実施する。

(1) 実施日程

別紙「令和2年度監査実施日程表」（以下「日程表」という。）のとおり実施する。

なお、監査委員が必要と認めるときは、予定を変更することがある。

(2) 監査対象

前回監査日以降処理した事務

(3) 実施の通知

実施についての日時等は、その都度通知する。

(4) 資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求める（法第199条第8項による資料提出）。

2 財政援助団体等監査

区が財政的援助を与えたもの等の出納その他事務の執行が、その援助の目的に合致し、適正かつ効果的、効率的に行われたかを監査する（法第199条第7項の規定による監査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 監査対象

ア 令和元年度中に財政的援助を与えた団体の出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの

イ 区が出資している団体の出納及びその他の事務に係るもの

ウ 指定管理者の管理業務の出納その他の事務に係るもの

(3) 監査の観点

ア 出資団体

事業運営に係る出納その他の事務の執行が出資等の目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び経営・財務状態が良好であるか等の観点から監査を実施する。

イ 補助金等交付団体

補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか等の観点から監査を実施する。

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が協定に基づき適正に行われているか、収支に係る会計経理が適正に行われているか及び当該施設の管理運営が適切に行われているか等の観点から監査を実施する。

エ 併せて、各所管部局の当該団体への出資、補助金、指定管理料等の取扱い及び事業運営に対する適切な指導・監督についても確認する。

(4) 資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求める（法第199条第8項の規定による資料提出）。

3 決算、基金運用状況及び健全化判断比率の審査（決算総括審査）

決算については、計数の適正性を確認するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況を審査する（法第233条第2項の規定による審査）。

基金運用状況については、計数の適正性ととともに、基金運用が適正かつ効率的に行われたかを審査する（法第241条第5項の規定による審査）。

健全化判断比率については、各比率が適正に算定されているかを審査する（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による審査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 審査の方法

証拠書類に基づいた計数確認等（書類審査）及び予算執行状況等各部課担当者からの事情聴取（総括審査）による。

(3) 資料の提出

審査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。

4 例月出納検査

区の毎月の各会計の現金出納について、現金の保管及び出納事務が適正かとの観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類から検査する（法第235条の2第1項の規定による検査）。

(1) 実施日

毎月22日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、順次繰り上げる。

なお、監査委員が必要と認めるときは、他の日に変更することがある。

(2) 検査対象

実施日の前月中に会計管理者が取り扱った会計事務

5 行政監査（必要に応じて、特定のテーマについて実施するもの）

区の事務の執行について、特定の事務・事業に関するテーマを設定し、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査する（法第199条第2項の規定による監査）。

今年度の監査テーマを設定し定期監査（第2回）と同時に実施する。

また、監査委員が必要と認めるときは、別途通知により実施する。

6 随時監査（工事監査等）

財務監査の一類型である工事監査を随時監査として実施する（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）こととし、監査対象工事は、監査委員の協議により選定する。

工事監査は、区が行う工事の合规性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査する。

7 その他

監査委員は、区施策の理解を深めるため必要があると認める場合に、施設等の視察を行う。

IV 監査等結果の報告及び公表等

1 監査等結果報告（法第199条第9項による結果報告及び公表、同条第10項による意見並びに同法第235条の2第3項の規定による結果報告）

上記Ⅲの1、3、5、6の各監査を終了したときは、その結果に関する報告及び意見を決定し、区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出し、これを公表する。

上記Ⅲの4の検査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、区議会及び区長に提出する。

2 審査結果意見（法第233条第3項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による意見）

上記Ⅲの２の審査を終了したときは、その審査結果に関する意見を決定し、区長に提出する。

3 監査結果報告による勧告及び公表（法第199条第11項の規定による勧告及び同条第15項の規定による公表）

上記Ⅲの1、3、5、6の各監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その対象となる区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に勧告し、その内容を公表する。

勧告に基づき必要な措置を講じた区議会、区長及び関係のある委員会又は委員からその措置内容の通知があったときは、これを公表する。

V 内部統制に依拠した監査等

総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」に基づいて、区長は、区の内部統制体制の整備を進めるに当たり、区の事務のリスクを識別、分析、評価し、具体的な整備・運用の手法について検討を進めていくと聞いている。

監査委員は、区長による内部統制体制の整備と並行して、監査委員がこれまでに実施した監査等の結果を踏まえ、独自に区の事務に係るリスクを識別、評価する。

想定されるリスクに対して、区長等においてリスクの発生を防ぐための対策を有効に講じていると判断できる場合には、監査等においてよりリスクが高く影響の大きい監査対象へ重点的な監査資源の配分を行うなど、効率的かつ効果的な監査等を実施することにより、内部統制に依拠した監査等を行う。

VI 監査等の実施体制

監査等の実施に当たっては、4人の監査委員がすべての監査対象（法の規定により除外される事務を除く。）に対し等しく責任を持ち、その職務に当たる。

また、監査委員の事務を補助する監査委員事務局職員は、監査委員による適切な指揮監督のもと、監査事務を遂行する。

令和2年度監査実施日程表

種別 月別	例月出納検査日数	定期監査			決算総括 審査日数	財政援助団体等監査		監査委員 監査日数	監査 日数
		対 象	監査委員 監査日数	事務監査 日 数		監査委員 監査日数	事務監査 日 数		
4月	1							1	1
5月	1	出張所・保育園・事業所	4	6				5	11
6月	1	小学校・中学校・幼稚園	5	6				6	12
7月	1					4	10	5	15
8月	1				4	2	2	7	9
9月	1							1	1
10月	1	企画経営室 区民部 福祉保健部	4	7				5	12
11月	1	地域力支援部 保健衛生担当 子ども・子育て支援部 区議会事務局	4	7				5	12
12月	1	環境担当 立体化推進担当 選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局	4	6				5	11
1月	1	産業観光部 都市計画部 危機管理担当 都市整備部	5	6				6	12
2月	1	総務部 会計管理室 監査委員事務局	3	4				4	8
3月	1							1	1
合計	12		29	42	4	6	12	51	105

定期監査の監査委員監査は、午前中に実施する予定です。
 定期監査の事務監査の日程は、決まり次第順次通知します。
 工事監査の監査委員監査は、決まり次第通知します。